

東海村選挙管理委員会会議録

開催日：平成26年3月2日

東海村選挙管理委員会

東海村選挙管理委員会

- 1 開催日時 平成26年3月2日(日)午前9時00分から午前10時まで
- 2 開催場所 東海村役場庁議室
- 3 会議に付議した事件
議案第3号 公職選挙法第28条の抹消者について
議案第4号 平成26年3月における選挙人名簿への登録について
議案第5号 在外選挙人名簿の登録について
議案第6号 在外選挙人名簿の登録の抹消について
議案第7号 平成26年3月における選挙人名簿の調製について
議案第8号 直接請求の法定数の告示について
議案第9号 平成26年3月における選挙人名簿に係る縦覧について
議案第10号 平成26年3月における在外選挙人名簿に係る縦覧について
- 4 出席委員は次のとおりである。(4名)
委員長 本多 喜久男 委員長職務代理者 大友 捷夫
委員 伊藤 究 委員 菊池 等
- 5 欠席委員は次のとおりである。(0名)
- 6 説明のため会議に出席した者は次のとおりである。
東海村選挙管理委員会事務局
書記長 佐藤 文昭 書記長補佐 小川 直也
書記 相蘇 学
- 7 会議の書記は次のとおりである。
同上
- 8 本会議における議題及び議事の概要は次のとおりである。

開会 午前9時00分

○**本多委員長** 本日は、お忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。
す。

ただ今の出席委員は4名であり、地方自治法第189条第1項に規定する定足数に達しておりますので、東海村選挙管理委員会規程第12条の規定により選挙管理委員会を開催いたします。

○**本多委員長** 本日の議案は、平成26年3月の定時登録に係るもの8件で、お手元に配布しましたとおりでございます。

それでは、「議案第3号 公職選挙法第28条の抹消者について」事務局より説明をお願いいたします。

○**小川書記長補佐** 議案第3号は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により別冊の者を選挙人名簿から抹消するものです。

○**本多委員長** （別冊を回覧後）ただ今、「議案第3号 公職選挙法第28条の抹消者について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

（質疑なし）

○**本多委員長** 議案第3号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

（「異義なし」と呼ぶ者あり）

○**本多委員長** 議案第3号は、原案のとおり可決されました。

○**本多委員長** 続いて、「議案第4号 平成26年3月における選挙人名簿への登録について」事務局より説明をお願いいたします。

○**小川書記長補佐** 議案第4号は、公職選挙法第22条第1項の規定により平成26年3月における選挙人名簿に登録される資格を具備している者を、別冊

のとおり選挙人名簿に登録するもので、登録基準日は平成26年3月1日、登録日は平成26年3月2日、登録資格要件としては、(1)住所移転者が、平成25年12月1日までに住民票が作成され、又は転入の届出をした者で、引き続き3箇月以上住民基本台帳に記載されている者。(2)成人者が、平成6年3月2日までに生まれた者で、住民基本台帳に記載され、住所要件を有している者となります。

○本多委員長 (別冊を回覧後)ただ今、「議案第4号 平成26年3月における選挙人名簿への登録について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第4号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第4号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第5号 在外選挙人名簿の登録について」事務局より説明をお願いいたします。

○小川書記長補佐 議案第5号は、公職選挙法第30条の6第1項の規定により次に掲げる者2名(記載略)を在外選挙人名簿に登録するものです。

○本多委員長 ただ今、「議案第5号 在外選挙人名簿の登録について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第5号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第5号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第6号 在外選挙人名簿の登録の抹消について」事務局より説明をお願いいたします。

○小川書記長補佐 議案第6号は、公職選挙法第30条の11の規定により次に掲げる者2名（記載略）を在外選挙人名簿から抹消するものです。

○本多委員長 ただ今、「議案第6号 在外選挙人名簿の登録の抹消について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。
（質疑なし）

○本多委員長 議案第6号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

（「異義なし」と呼ぶ者あり）

○本多委員長 議案第6号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第7号 平成26年3月における選挙人名簿の調製について」事務局より説明をお願いいたします。

○小川書記長補佐 議案第7号は、公職選挙法第19条第2項の規定により平成26年3月における選挙人名簿の登録者を別紙のとおり調製するものです。

○本多委員長 （別冊を回覧後）ただ今、「議案第7号 平成26年3月における選挙人名簿の調製について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

（質疑なし）

○本多委員長 議案第7号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

（「異義なし」と呼ぶ者あり）

○本多委員長 議案第7号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第8号 直接請求の法定数の告示について」事務局より説明をお願いいたします。

○小川書記長補佐 議案第8号は、直接請求に連署を要すべき者の法定数の告示を、別紙（記載略）のとおり行うものです。

○本多委員長 ただ今、「議案第8号 直接請求の法定数の告示について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。
（質疑なし）

○本多委員長 議案第8号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

（「異義なし」と呼ぶ者あり）

○本多委員長 議案第8号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第9号 平成26年3月における選挙人名簿に係る縦覧について」と「議案第10号 平成26年3月における在外選挙人名簿に係る縦覧について」は、一括して質疑及び審議を行います。事務局より説明をお願いいたします。

○小川書記長補佐 議案第9号は、公職選挙法第23条第1項の規定により平成26年3月2日に選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面について、東海村役場総務部総務課において、平成26年3月3日（月）から平成26年3月7日（金）までの期間、午前8時30分から午後5時まで縦覧に供するものです。

議案第10号は、公職選挙法第30条の7第1項の規定により在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面について、東海村役場総務部総務課において、平成26年3月3日（月）

から平成26年3月7日（金）までの期間、午前8時30分から午後5時まで縦覧に供するものです。

○本多委員長 ただ今、「議案第9号 平成26年3月における選挙人名簿に係る縦覧について」と「議案第10号 平成26年3月における在外選挙人名簿に係る縦覧について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

（質疑なし）

○本多委員長 議案第9号及び議案第10号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

（「異義なし」と呼ぶ者あり）

○本多委員長 議案第9号及び議案第10号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 その他としまして、何かありますか。

○小川書記長補佐 4月に開催予定の東海村白バラ会の総会へ御出席をお願いいたします。期日、場所等につきましては決定次第、御連絡いたします。

○大友委員長職務代理者 衆議院議員選挙の小選挙区が改訂され、次の選挙からは、東海村は4区から5区に変更されるが、投票率の低下が心配される。何らかの方策を考えていかなければならないと思っている。

○本多委員長 以上で会議に付議されました事件は全て終了いたしました。これをもちまして、選挙管理委員会を閉会といたします。

閉会 午前9時30分